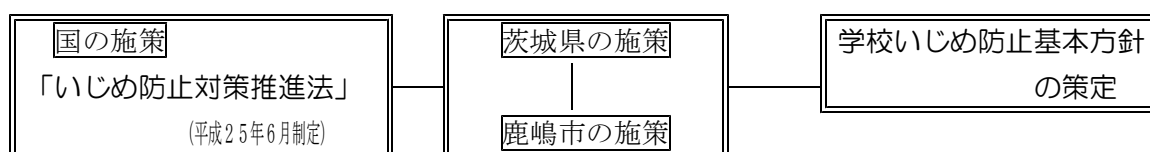


学校いじめ防止基本方針



《いじめ防止基本方針策定の目的》

学校が子ども達の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すために、基本方針を策定するとともに組織を設置して具体的な対応の推進を図る。

1. 波野小の「学校いじめ防止基本方針」

(1) 基本方針

本校で学ぶすべての児童が、楽しい学校生活がおくれるよう「いじめを絶対許さない学校づくり」をめざし全職員で推進する。もし、いじめられている児童を発見したら全力で支える。

(2) 基本姿勢

- ① いじめは、人間として絶対ゆるされない行為であり、あってはならない。
いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利やその他の活動を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼし、また生命や身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。
- ② 「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という認識を常にもって指導にあたる。
- ③ 日頃より「いじめの未然防止、早期発見」に努め、いじめに関する情報を得たら早期に全職員で組織的に対応する。

◎ 児童の姿・・・

いじめは絶対しない。
いじめを見たらふざけたりはやし立てたりしない。
いじめを見たら見て見ぬふりをしない。

◎ 職員の姿・・・

いじめを許さない学校づくりに積極的にかかわる。(いじめ未然防止、早期発見、迅速な対応に努める。)
いじめ防止対策推進法についての目的や理念等を理解する。
いつも人権尊重の精神を意識した教育活動をする。
一人一人の自己有用感を高める学級づくりに努める。

◎ 保護者の姿・・・

規範意識や家族間の思いやりの醸成に努める。
いじめやいじめへの加担、いじめの黙認など絶対しないように家族で話し合う。
児童がいじめを受けた場合は、学校や関係機関にすぐに連絡・相談する。

2. いじめ未然防止の取組(対策1)

《学級経営の充実》

- ・すべての児童が授業に参加できる「わかる授業」「楽しい授業」づくりに努める。
- ・個々の児童理解に努め、子どものよさが発揮できる集団づくりに努める。
- ・他者への尊重や感謝の気持ちを育て、互いに認めあえる人間関係づくりに努める。
- ・子どもの主体的な活動を推進し、規律ある集団づくりに努める。



- ・互いの授業を参観するなどして、日々授業改善を図る。
- ・「学習規律(正しい姿勢・机の仕方・読書機)」や「生活のきまり」を守ろうとする指導を継続する。
- ・学級内の役割(係活動、当番活動等)を明確にし、その取組を評価する。
- ・正しい言葉遣いに努め、不適切な言動をせず、公平な態度で接する。
- ・発達障害のある子への理解など児童理解やその認識を深める。
- ・生活体験や社会体験のねらいを明確にし計画的に実施する。
- ・縦割り班等、異学年での交流活動での関係づくりを計画的に実施する。
- ・道徳の授業でいじめに関する内容を取り上げる。
- ・生活アンケート調査、教育相談週間(年3回)を計画的に実施する。

3. いじめ早期発見の取組(対策2)

《日常の児童観察や交流の充実》

- ・学校生活の全ての場の観察や交流を通して、児童の小さな変化に気づく。
- ・いじめを訴える方法を家庭や地域へ周知する。いじめの報告を受けたら速やかに対応する。
- ・いじめに関して保護者や地域からの情報提供を依頼する。



- ・朝のあいさつ運動に教師も関わり児童の様子を観察する。
- ・毎朝の出席確認は、児童一人一人の顔を見て行う。
- ・休み時間や給食時、清掃時、学級の日(水)など児童と直接向き合う時間を確保する。
- ・気づいた情報はメモ(5W1H)をとり、職員間で確実に共有化を図る。
- ・暴力的行為を見たら遊びやふざけと言ってもすぐ行為を止めさせ担当者に報告する。
- ・定期及び随時の「生徒指導連絡会」を開催し、児童の状況把握に努める。
- ・定期的に保健室の来室状況などを確認する。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」を開催し運営する。
- ・連絡帳などを活用し、保護者からの情報を得る。
- ・「生活アンケート」や教育相談週間(年間3回)の活用をする。

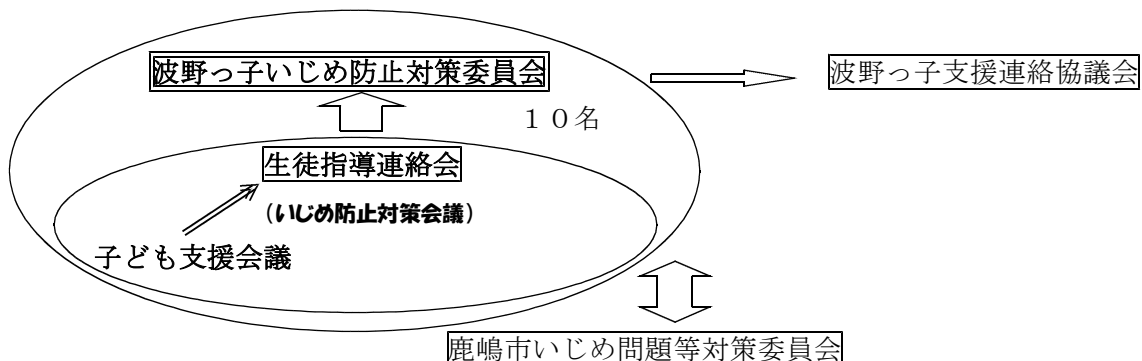
4. いじめ対処の取組(対策3)

- ・事実関係を正確に把握する。(担任、生徒指導主事)
- ・「生徒指導連絡会」で「いじめ」とすべき事案か判断し、対応は最後まで「組織」が責任をもつ。
- ・形式的な謝罪で解消するのではなく、再発防止にむけた教育活動を行うことが本当の解消になるという考えをもち、状況が落ち着いても、しばらく経過を見守り続ける。
- ・いじめの対応策の効果が十分見られない時や犯罪行為と認められる時は、早急に設置者や警察署等の関係機関と相談し、適切な指示・援助を得る。

5. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 「波野っ子いじめ防止対策委員会」・・・・・・生徒指導連絡会

いじめに関する懸念や児童の訴えなどの事案に組織的に対応するための中核となり、随時必要に応じて召集する。原則として年2回開催し、学校のいじめの実態やいじめ防止への取り組み状況の報告及び懸案事項の協議をする。



(2) 「波野っ子いじめ防止対策委員会」構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，ブロック代表，PTA役員（会長），波野まちづくりセンター長，区長（代表）

※事案に応じ 民生委員，青少年相談員，波野地区区長，子ども育成会長，児童委員，ゆうゆう広場相談員，専門職員（精神科医，カウンセラーなど） P T A役員（副会長）等の関係者を含む

(3) 主な内容

- 7月 ・学校運営方針の説明・・・「学校いじめ防止基本方針」等について
・「いじめ防止対策委員会」についての共通理解
- 2月 ・生活アンケート，学校評価等の結果に基づき，いじめの状況等についての児童及び学校の取り組みについての報告と共通理解
・地域での児童の生活状況等について情報交換

(4) 備考

- ・本会議は「波野っ子支援連絡協議会」の開催後に実施するものとする。
- ・本会議は校長が主催し，必要に応じて臨時に会議をもつことができる。
- ・臨時の会議は，いじめ問題において「重大な事態」が生じた時に開催する。
- ・校内の生徒指導連絡会が，「いじめ防止の体制づくり」の中心となり日常的に推進する。

※「重大な事態」とは

- ・いじめにより児童の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事案への対応

鹿嶋市いじめ問題等対策委員会と連携して，市教育委員会の指導・助言を仰いで対応する。

6. いじめ防止対策年間計画

月	いじめ防止対策年間計画	担当
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導記録の引き継ぎ事項の確認 ・「学校いじめ防止基本方針」に係る共通理解 (職員会議) ・学級開き, 級訓づくり (学級活動) ・保護者へのいじめ対策の説明 (PTA総会・学級懇談会) 	学級担任 管理職 学級担任 校長・学級担任 生徒指導主事
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・行事(遠足, 宿泊学習)への取組 (学級活動) ・研修「いじめ防止対策推進法」 (職員研修) ・学校生活アンケートの実施 ※生徒指導連絡会	学級担任 管理職 生徒指導主事
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・人権教室(4年)の開催 ※生徒指導連絡会(→波野っ子いじめ防止対策委員会)	学級担任 学級担任(4年) 生徒指導主事
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施と考察 ・第1回「波野っ子いじめ防止対策委員会」 ※生徒指導連絡会	教頭 教務 生徒指導主事
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・研修「教育相談事例研修等」 (職員研修) ・人権に関する研修 	教務 生徒指導主事
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・行事「運動会」への取組 (学級活動) ・「人権メッセージ」応募 ・学校生活アンケートの実施 ※生徒指導連絡会	学担, 体育主任 学担, 生指主事 生徒指導主事
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・行事(遠足)への取組 (学級活動) ・教育相談の実施 ※生徒指導連絡会	学級担任 学級担任 生徒指導主事
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・行事(修学旅行, 「波野っ子フェスタ」)への取組 (学級活動) ※生徒指導連絡会	学担, 特活主任 生徒指導主事
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間の取組 (人権教育) ※生徒指導連絡会	人権担当 生徒指導主事
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施と考察 ※生徒指導連絡会	教頭 生徒指導主事
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施 ・教育相談の実施 ・第2回「波野っ子いじめ防止対策委員会」 (地域連携) ※生徒指導連絡会	学担, 生指主事 教務, 生指主事 生徒指導主事
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の指導記録及び引き継ぎ事項の整理 ・小・中学級編制会議(情報交換会) (小中連携) ・「学校いじめ防止基本方針」の改善 (職員会議) ※生徒指導連絡会	学級担任 6年学級担任 管理職 生指主事 生徒指導主事

